

コミュニティ啓発物品
借用方法と使用についての注意事項

1. 使用日の3ヶ月前より申請書の受付を開始いたします。申請書の受付は使用日の前日までです。使用したい団体は、「コミュニティ啓発物品貸出承認申請書」に必要事項を記入の上、直接事務局へ提出してください。
* TEL, FAX, メールでの受付は、できませんのでご了承ください。
2. 申請書提出順に使用予約を受け付けます。使用予約状況はコミ協事務局へお問い合わせください。
3. 貸出期間は、1団体につき最長1週間とします。
4. 申請書を受理後、コミ協会長は貸出の承認をし、「コミュニティ啓発物品貸出承認書」を申込者に交付します。
5. 申込者は、借用期間内に、コミ協事務局へ借りる啓発物品等を取りに来てください。その際にコミ協から交付いたしました「コミュニティ啓発物品貸出承認書」の提示が必要です。なお、受渡しには、事前調整が必要となります。* 平日の午前8：30～午後5：00
6. 使用後は、必ずきれいに掃除してください。特にわた菓子機は、使用後早く掃除をしてください。時間がたつと機械の中の砂糖が固まってしまい、次の方が使用できなくなります。返却の際にきちんと掃除されているかのチェックをさせていただきますので、ご了承ください。
7. 啓発物品の返却は、借用期間内に、コミ協事務局をお願いいたします。
8. わた菓子機、ポップコーン機は、食料品を扱う機械です。取り扱いについてのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
9. 啓発物品使用に必要な消耗品（電池、ガソリン、コーン、ザラメ、わりばし等）については、申込者が準備してください。

《連絡先》

朝霞市コミュニティ協議会事務局（地域づくり支援課内）

TEL 048-463-2645 FAX 048-463-2294

E-mail tiiki_sien@city.asaka.lg.jp